

狛江市体育施設の指定管理業務に関する協定書の変更について

対 照 表

狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書

変更後	変更前
<p>(指定期間)</p> <p>第7条 本協定により、管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）は、平成31年4月1日から<u>令和6年（2024年）3月31日までとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>施設は、地震等の災害時における物資集積所等となるため、災害発生時には狛江市地域防災計画に基づき、狛江市に協力し、指示に従うものとする。</u></p> <p>3 <u>水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、施設は、避難場所等となるため、狛江市から要請があった場合には、狛江市に協力し、指示に従うものとする。</u></p> <p>4 <u>管理者は、前2項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、利用者等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。</u></p>	<p>(指定期間)</p> <p>第7条 本協定により、管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）は、平成31年4月1日から<u>平成36年（2024年）3月31日までとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>狛江市民総合体育館は、地震等の災害時における物資集積所等となるため、災害発生時には狛江市地域防災計画に基づき、狛江市に協力し、指示に従うものとする。</u></p>

狛江市体育施設の指定管理業務に関する協定書第 15 条第 3 項に関する実施細目

(趣旨)

第 1 条 この細目は、狛江市体育施設の指定管理業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第 15 条第 3 項に規定する市民総合体育館を避難場所とすることについて、狛江市（以下「甲」という。）と狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体（以下「乙」という。）の対応及び協力体制に関する必要事項を定めるものとする。

(避難場所の開設)

第 2 条 水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民総合体育館を避難場所として使用する場合は、甲は乙に要請を行うものとする。

(平常時の取組)

第 3 条 甲及び乙は、あらかじめ、市民総合体育館を避難場所として使用する場合の使用場所、使用方法、協力体制等を協議するものとする。

2 甲は、市民総合体育館を避難場所として使用する際に必要となる備蓄品について、乙と協議の上、整備するものとする。

3 乙は、甲が整備する備蓄品について、可能な限り市民総合体育館内に適切な保管場所の確保及び保管管理に努めるものとする。ただし、備蓄品の使用期限等については、甲が管理するものとする。

(避難場所の運営)

第 4 条 乙は、協定書第 15 条第 3 項に基づき市民総合体育館を避難場所として使用する要請があったときは、利用者への連絡を行い、甲の指示に基づき避難場所運営にあたるものとする。

2 甲は、前項による避難場所の開設に当たって、職員を最低 2 名派遣するものとし、避難者の状況等に応じて、派遣職員を増員するものとする。

(経費負担)

第 5 条 避難場所開設及びその準備に伴い減額となる施設利用料金及び自主事業収入は甲が負担するものとする。

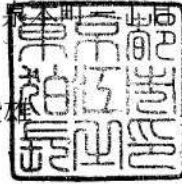
2 避難場所の運営に係る人件費、消耗品費等の経費は甲が負担する。ただし、市民総合体育館の通常勤務時間に係る人件費は除くものとする。

(協議)

第 6 条 この細目に定めるもののほか、この細目に関して必要な事項、その他この細目に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

令和2年 11 月 10 日

甲 東京都狛江市和泉本町三丁目1番5号
狛江市
市長 松原 俊雄



乙 東京都狛江市和泉本町三丁目25番1号
狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体
代表 秋元 恵

